（第１次試験の試験地）　（申　込　先）

東 京 都　人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
大 阪 市　人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、第１次試験を実施する試験地を管轄する人事院の地方事務局（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問い合わせは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７１号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番１―404号
債務者　牧　　史（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３２６号
仙台市青葉区台原５丁目９番20号　レオパレス台原第１―102
債務者　武川陽一郎
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
仙台市泉区南光台１丁目12番24号
債務者　二郷　栄子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
仙台市太白区郡山２丁目３番14号　コーポ郡山206
債務者　荒木トス子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
茨城県日立市弁天町３丁目６番17―401号
債務者　石田志保子（旧姓川崎）
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６９号
茨城県日立市久慈町１丁目34番22号
債務者　林　　正彦
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１８５号
相模原市中央区矢部３丁目26番11号　ストークハイツ202号
債務者　土門恵美子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８８号
相模原市中央区南橋本１丁目７番14号　山寺ビル203
債務者　豆生田信吉
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３９号
岐阜市蔵前３丁目13番５―202号　コーポかりん
債務者　鈴木　貴之
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８４号
神戸市中央区東雲通１丁目１番５―503号、従前の住所神戸市中央区布引町２丁目４番13―404号
債務者　大石　祐司
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２０号
兵庫県三田市尼寺882番地47、従前の住所兵庫県川西市一庫１丁目２番12号
債務者　田中　康範
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２１号
兵庫県三田市尼寺882番地47、従前の住所兵庫県川西市一庫１丁目２番12号
債務者　田中　定雄
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９６号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目１番21号　メゾンアトラー102
債務者　谷口佳寿子
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係